

# 三重おもいやり駐車場の利用証の更新手続きについて

健康福祉課高齢・障害係 ☎ 25 1183



**有効期限はここを確認してください**

## 更新手続きが必要です

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、要介護高齢者および難病のかたが現在使用している利用証の有効期限は5年です。利用証に表示されている有効期限を確認して、有効期限までに更新手続きを行ってください。

**有効期限の3か月前から**、下記申請窓口で手続きができます。

また、7月から上記のかたの利用証有効期限を廃止します。更新後は、利用証の交付要件に該当しなくなるまで使用できません。

**申請窓口で交付** できるようになります

これまで、利用証を県から郵送していましたが、7月からは申請窓口で即日お渡しします。ただし、各連絡所での申請の場合は、利用証は後日、連絡所で手渡しとなります。

## 三重おもいやり駐車場の利用証制度とは？

「三重おもいやり駐車場利用証制度」とは、歩行が困難なかたの外出を支援するため、公共施設や店舗などにある車いす使用者用駐車区画などを利用できるかたに利用証を交付する制度です。



## 利用証の交付対象者

歩行が困難で以下の基準に該当するかたです。  
\*利用証は交付対象者が同乗する場合も使用できます。

区分	交付要件		
障がい者	身体障がい	身体障害者手帳の等級が下記の等級であること。	
	視覚障がい	1級から4級	
	聴覚障がい	2級、3級	
	平衡機能障がい	3級、5級	
	肢体不自由	上肢	1級、2級
		下肢	1級から6級
		体幹	1級、2級、3級、5級
		乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい	1級、2級
		移動機能	1級から6級
	心臓・じん臓・呼吸器・小腸・直腸・ぼうこうの機能障がい	1級、3級、4級	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい、肝臓機能障がい	1級から4級		
知的障がい	療育手帳の障がいの程度欄「A」		
精神障がい	精神障害者保健福祉手帳の障がい区分「1級」		
要介護高齢者など	介護保険被保険者証の要介護状態区分「要介護1から5」		
難病患者	特定疾患医療受給者、特定医療費(指定難病)受給者、小児慢性特定疾患医療受給者		
妊産婦など	母子健康手帳取得時から産後1年6か月まで		
けが人	けがにより一時的に歩行が困難で、医師の証明書などにより駐車場の利用に配慮が必要と認められるかた。		
その他	上記以外の理由により歩行が困難で、医師の証明書などにより駐車場の利用に配慮が必要と認められるかた。		

### 申請窓口

健康福祉課(保健福祉センターひだまり)、市民課、各連絡所、県多気度会福祉事務所、県庁の各窓口です。

### 申請方法

申請窓口で手続きをしてください。なお、各連絡所で申請した場合は、後日窓口で手渡しします。

郵送での手続きは、申請書と各種証明書の写し(医師の証明書は原本)を健康福祉課へ送付してください。後日郵送で利用証を送ります。

### 申請に必要なもの

障害者手帳などの各種手帳や、介護保険被保険者証、受給者証、医師の証明書など  
\*代理人が申請する場合、運転免許証など代理人の身分証明書も併せて必要です。

### 使わない利用証は返却を!

障がいの軽減により交付対象でなくなったり、有効期限が切れた利用証を持っていない場合は、申請窓口または郵送で利用証を必ず返却してください。